

公舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月15日

香川県知事 真鍋武紀

**香川県規則第46号**

公舎等管理規則の一部を改正する規則

公舎等管理規則（昭和39年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>平成21年4月1日以降における小豆島職員住宅、桜町職員住宅及び郷東職員住宅に係る費用の負担については、第13条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、昭和39年4月1日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。